

警察用航空機の運用等に関する訓令

[最終改正 令和3.11.24 京都府警察本部訓令第28号]

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 運用（第9条－第22条）
- 第3章 ヘリコプター・テレビシステム（第23条－第25条）
- 第4章 整備（第26条・第27条）
- 第5章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 警察用航空機（以下「航空機」という。）の運用、整備等については、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）、警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。）、航空関係法令その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（航空業務計画）

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、規則第4条第3項の規定により毎年度の航空業務計画を策定し、その後速やかに警察庁長官に報告（長官官房会計課長経由）しなければならない。

（活動の本拠等）

第3条 航空隊の活動の本拠は、京都府久世郡久御山町市田西観世51番地に設置する京都府警察航空基地（以下「航空基地」という。）とする。

2 航空隊の活動の拠点として、警察本部に京都府警察ヘリポートを設置する。

（航空機事故防止計画等）

第3条の2 航空隊長（以下「隊長」という。）は、規則第8条第2項の規定により毎年度の航空機事故防止計画（別記様式第1号）、四半期別整備計画（別記様式第2号）、四半期別訓練計画（別記様式第3号及び別記様式第4号）及び月別運航計画（別記様式第5号）を作成し、本部長の承認を得なければならない。

（運航責任者）

第4条 規則第9条に規定する運航責任者には、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空従事者（規則第2条第3号に規定する航空従事者をいう。以下同じ。）でないときは、航空従事者のうちから警備第一課長が指定するものとする。

（安全担当者）

第5条 規則第10条第1項に規定する安全担当者には、航空隊副隊長（以下「副隊長」という。）をもって充てる。ただし、副隊長が航空従事者でないとき又は運航責任者に指定されているときは、運航責任者以外の航空従事者のうちから警備第一課長が指定するものとする。

2 安全担当者は、運航責任者が不在であることその他の理由により職務を行うことができないときは、その職務を代行する。

（勤務制、勤務時間等）

第6条 航空隊に勤務する職員（以下「隊員」という。）の勤務制、勤務時間等は、警察職員の勤務に関する訓令（昭和33年京都府警察本部訓令第9号）の定めるところによる。

（通常の活動）

第7条 隊員は、第14条第3項に規定する毎日の活動計画に基づき、災害その他の場合における警備実施、航空機警ら、訓練、待機及び航空機整備等に従事するものとする。

2 前項の場合において、勤務時間の割振りの基準は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	勤務時間の割振りの基準		
	航空機警ら	待 機	航空機整備等
操縦士（航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第24条に規定する定期運送用操縦士及び事業用操縦士の資格についての技能証明を有する者をいう。）	1 ～ 4	3.75～ 6.75	
整備士（法第24条に規定する一等航空整備士、二等航空整備士及び三等航空整備士の資格についての技能証明を有する者をいう。）			7.75
備考 1 表中の数字の単位は、時間とする。 2 訓練の時間は、航空機警らの時間に含めるものとする。 3 航空機警らは、原則として1回当たり2時間以内とする。 4 災害その他の場合における警備実施を行うときの勤務時間の割振りの基準はその都度定める。			

（特別の活動）

第8条 警備第一課長は、規則第7条第1項に規定する任務を達成するため、前条に規定する通常の活動以外の特別な活動を行う必要があるときは、同条の規定にかかわらず、隊員を当該特別な活動に従事させることができる。

第2章 運用

（機長の指定）

第9条 運航責任者は、規則第12条の規定により機長を指定したときは、航空隊業務日誌（別記様式第6号）の所定の欄にその旨を記載し、押印するものとする。

（飛行計画等の承認）

第10条 運航責任者は、規則第13条第1項の規定により飛行計画を承認したとき又は飛行計画の変更を承認したとき及び同条第2項の規定により航空機の出発を承認したときは、航空隊業務日誌の所定の欄にその旨を記載し、押印するものとする。

（搭乗者の義務）

第11条 搭乗者は、規則第14条第2項の規定により機長が行う航空機の飛行の安全上必要な指示に従わなければならない。

（航空機事故の報告）

第12条 機長は、航空機事故（規則第2条第4号に規定する航空機事故をいう。以下同じ。）が発生したときは、負傷者を救護し、事故の拡大を防止する等必要な措置を講じるとともに、細

則第5条第2項各号に掲げる事項のほか、事故の原因を明らかにするために必要な事項を本部長に報告（警備第一課長経由。以下同じ。）するものとする。ただし、機長が報告できないときは、隊長又は運航責任者が報告するものとする。

（航空機事故調査委員会）

第13条 本部長は、航空機事故が発生した場合において、当該航空機事故の原因を明らかにするため必要があると認めるときは、警察本部に航空機事故調査委員会を設置するものとする。

2 航空機事故調査委員会の組織、構成等は、別に定めるものとする。

（月間活動計画等）

第14条 隊長は、毎月25日までに翌月の月間活動計画（別記様式第7号）を作成し、警備第一課長の承認を得なければならない。この場合において、警備第一課長は機動警ら課長と必要な協議を行うものとする。

2 前項に規定する月間活動計画は、第2条に規定する航空業務計画に基づき、治安情勢の推移等を考慮し、次に掲げる事項について作成するものとする。

(1) 月間活動重点

(2) 航空機の運航計画

(3) 航空機の搭乗者の指定

(4) 航空機の整備計画

(5) 教育訓練計画

(6) 航空機事故の防止に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 副隊長は、第1項に規定する月間活動計画に基づき、毎日の活動計画を航空隊業務日誌に記載し、あらかじめ隊長の承認を得るものとする。

（運用状況の報告）

第15条 隊長は、別に定めるところにより、航空機の運用状況を警備第一課長及び機動警ら課長に報告しなければならない。

第16条及び第17条 削除

（支援要請）

第18条 所属長は、航空機の支援（航空機及び航空機に係る警察職員の支援活動をいう。以下同じ。）を必要とするとき（所属の職員を航空機に搭乗させようとするときを含む。）は、当該航空機の支援を必要とする日の20日前までに航空機支援要請書（甲）（別記様式第8号）により本部長に航空機の支援を要請（警備第一課長経由。以下同じ。）するものとする。ただし、急を要するときは、電話その他の方法により要請し、事後速やかに航空機支援要請書（甲）を提出するものとする。

2 本部長は、前項の規定による支援の要請を承認したときは、支援を要請した所属長にその旨を通知するものとする。

（他の行政機関等からの支援要請）

第19条 前条の規定は、他の行政機関等からの支援要請について準用する。この場合において、同条第1項中「必要とするとき」とあるのは「必要があると認めるとき」と、「所属の職員」とあるのは「他の行政機関等の職員等」と、「航空機支援要請書（甲）（別記様式第8号）」とあるのは「航空機支援要請書（乙）（別記様式第9号）」と読み替えるものとする。

(搭乗者の遵守事項)

第20条 航空機に搭乗しようとする者は、搭乗の際、警察手帳、身分証明書等を機長に提示しなければならない。

2 搭乗者は、別に定める搭乗者遵守事項を遵守しなければならない。

(支援結果の報告)

第21条 隊長は、第18条及び第19条の規定による支援活動を行ったときは、その結果を警備第一課長に報告するものとする。

(臨時発着場)

第22条 本部長は、規則第18条の規定により府の必要な地域に航空機の離着陸に適する場所を選定し、当該場所を臨時発着場として指定しておくものとする。

第3章 ヘリコプター・テレビシステム

(使用申請)

第23条 所属長は、ヘリコプター・テレビシステム（航空機にテレビカメラを搭載して、事件、事故等の現場の状況を上空から撮影し、その画像及び音声を電波で中継基地を経由して警察本部に送信し、事件対策室等のテレビ画面に映し出すシステムで、ヘリコプター搭載設備、無線中継所設備、警察本部設備及び可搬形画像中継設備により構成されるものをいう。以下同じ。）を使用しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより本部長に申請（警備第一課長経由。以下同じ。）するものとする。

(1) ヘリコプター搭載設備及び可搬形画像中継設備の使用 使用しようとする日の20日前までに航空機支援要請書（甲）により本部長に申請するものとする。ただし、急を要するときは、電話その他の方法により申請し、事後速やかに航空機支援要請書（甲）を提出するものとする。

(2) 無線中継所設備及び警察本部設備の使用 別に定めるところによる。

2 本部長は、前項の規定による使用申請を承認したときは、使用の申請をした所属長にその旨を通知するものとする。

(ヘリコプター・テレビシステムの管理体制及び運用)

第24条 ヘリコプター・テレビシステムの管理体制及び運用については、別に定める。

(近畿管区警察局京都府情報通信部長との協議)

第25条 本部長は、第23条第1項の規定による使用申請の承認に当たって、必要があると認めるときは、近畿管区警察局京都府情報通信部長と協議するものとする。

第4章 整備

(整備)

第26条 運航責任者は、航空機の運航の安全を図るため、あらかじめ定められた整備計画に従い、規則第2条第2号に規定する航空機等（以下「航空機等」という。）の整備を確実に行わなければならない。

(検査)

第27条 本部長は、規則第22条の規定による検査を警備第一課長に行わせるものとする。

第5章 雑則

(防護計画)

第28条 警備第一課長は、航空基地及び航空機等の防護計画を作成するものとする。

(備付簿冊)

第29条 警備第一課長は、別に定める簿冊を航空基地に備え付けるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

別記
様式第1号（第3条の2関係）

航空機事故防止計画

年間重点事項													
区 分		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
月間安全重点													
安 全 教 育													
安 全 点 検													
健康管理	身体検査												
	健康診断												
備 考													

様式第2号（第3条の2関係）

四半期別整備計画

(年度)

区 分		第 1 期			第 2 期			第 3 期			第 4 期			備 考
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	
主 要 整 備 等														
時 間 管 理	定 期 点 検 整 備													
カ レ ン ダ ー 管 理	1 2 箇 月 点 検													
	無 線 機 器													
	ヘリテレシステム													
	救 急 用 具													
	サバイバル器材													
	整備機器・工具類													
	消 火 ・ 給 油 施 設													
そ の 他														

様式第 3 号（第 3 条の 2 関係）

四半期別訓練計画（操縦士）

(年度)

区 分	期 別	第 1 期						第 2 期						第 3 期						第 4 期						小 計	計
	月 別	4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月		10月		11月		12月		1 月		2 月		3 月			
	機 種 別																										
	氏 名 / 時 間																										
基本操縦及び 基本計器飛行																											
緊急操作及び その回復操作																											
野 外 飛 行																											
夜 間 飛 行																											
飛行場以外の 場所での離着 陸																											
備 考																											

様式第 4 号（第 3 条の 2 関係）

四半期別訓練計画（整備士）

(年度)

区 分		第 1 期			第 2 期			第 3 期			第 4 期		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
基本整備	訓練項目												
故障探求	機 体												
	発動機												
委託講習	機 体												
	発動機												
備 考													

様式第5号（第3条の2関係）

月 別 運 航 計 画

（ 年度）

区 分			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	計	比率
運航予定時間			機種														
			小計														
			計														
内 訳	通 常 活 動	災害警備															
		その他警備実施															
		警 ら															
		訓 練															
	特 別 活 動	緊急配備															
		初動措置活動															
		救難救助															
		自隊用務															
	警察業務の支援活動等	警察業務の支援															
		応援派遣															
		行政支援															
備 考																	

注 表中の数字の単位は、時間とする。

運航責任者

航空隊業務日誌

年 月 日 () 午前〔晴れ・曇り・雨・雪・その他 ()〕 日出 : 日没 : 午後〔晴れ・曇り・雨・雪・その他 ()〕																	
活動重点																	
指示事項等								行事予定等									
勤務員	時 刻		隊長・副隊長・飛行係				勤務員	時 刻		管理係							
	就 務	退 所	階 級	氏 名				就 務	退 所	階 級	氏 名						
A	:	:					F	:	:								
B	:	:					G	:	:								
C	:	:					H	:	:								
D	:	:					I	:	:								
E	:	:					J	:	:								
機 番																	
時 間		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
飛行	計画																
	実施																
整備	計画																
	実施																
機 番																	
時 間		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
飛行	計画																
	実施																
整備	計画																
	実施																
備考																	

注 運行責任者は、規則第12条の規定により機長を指定したときは、所定の欄にその旨を記載し、押印するものとする。

[illegible]

年 月末日廃棄 第 号 年 月 日				
京都府警察本部長 殿 (警備第一課長経由)				
所属長				
航 空 機 支 援 要 請 書 (甲)				
航空機の支援を次のとおり要請します。				
搭 乗 者	係 名	階 級	氏 名	備 考
要 請 の 理 由 支 援 の 内 容				
日 時				
搭 乗 場 所				
飛行空域及び 飛 行 経 路				
ヘリコプター ・テレビシス テムの使用	☐ 有（ビデオ収録のみ 警察本部基地局への送信） ☐ 無			
携 行 品 等				
所 属 担 当 者	係名	階級	氏名	警電
そ の 他				

注 必要により飛行経路等の地図を添付すること。

		<table border="1"><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td>年</td><td>月末日廃棄</td></tr><tr><td>第</td><td>号</td></tr><tr><td>年</td><td>月</td></tr><tr><td>日</td><td></td></tr></table>						年	月末日廃棄	第	号	年	月	日	
年	月末日廃棄														
第	号														
年	月														
日															
京都府警察本部長 殿 （警備第一課長経由）		所属長													
航 空 機 支 援 要 請 書（乙）															
他の行政機関等からの航空機の支援を次のとおり申請します。 なお、搭乗に当たっては、機長等の指示に従って行動し、搭乗者の守るべき事項を遵守するよう事前の教養を行っております。															
搭 乗 者	氏名 男・女（ 歳）														
	住所														
	勤務先・電話														
申 請 の 理 由															
日 時															
搭 乗 場 所															
飛行空域及び 飛 行 経 路															
携 行 品 等															
緊急の場合の 連 絡 先															
そ の 他															

注 搭乗者が2人以上のときは、搭乗者の氏名、住所等を別紙に記載し添付すること。